

国語科の資質・能力の育成や意識の醸成に寄与する
学校での学習活動に関するデータ分析・検討業務委託

業務説明資料

目次

第1	基本事項	1
1	件名	1
2	総則	1
3	本業務の目的	1
4	本業務の概要	1
5	履行期間	1
6	履行場所	2
第2	業務内容	2
1	本業務の背景と想定する成果	2
2	業務の詳細	3
3	使用するデータの想定	5
4	スケジュール（目安）	6
第3	納品物	7
1	納品場所	7
2	納品物一覧	7
第4	特記事項・一般事項	8
1	著作権	8
2	一般事項	8

第1 基本事項

1 件名

国語科の資質・能力の育成や意識の醸成に寄与する学校での学習活動に関するデータ分析・検討業務委託

2 総則

委託者が「国語科の資質・能力の育成や意識の醸成に寄与する学校での学習活動に関するデータ分析・検討業務」（以下「本業務」という。）を発注するにあたり、本業務の受託者は「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」、「個人情報取扱特記事項」、「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規定」及び本業務説明資料並びに本件調達における受託者の提案資料において提示した内容に基づき、業務を行うこと。定めのない事項については、必要に応じて受託者と委託者との間で協議の上、定めるものとする。

3 本業務の目的

横浜の目指す人づくりにある「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の実現に向けて、学校の教育活動の中では、「言葉」によって考え、理解し、伝え合うこと等を積み重ねている。

「言葉」をその学びの中心に据えている国語科においては、より着実に国語科で育成を目指す資質・能力を育成する必要がある。

本業務では、国語科の資質・能力の育成に資する学習に関する意識の醸成に寄与する学校の中での学習活動についてデータを活用しながら調査、分析を行い、学校運営改善や授業改善に資する具体的な手立てや取組を学校に提供することを目的とする。

4 本業務の概要

前述の目的を達成するため、本業務では以下の業務を行う。

- (1) プロジェクト運営方針の作成、プロジェクトの管理
- (2) 研究仮説、データ分析方針についての検討及びデータ分析、結果の取りまとめ
 - ア 研究仮説についての検討
 - イ データ分析方針の検討
 - ウ データのクレンジング
 - エ データの分析
 - オ 分析結果の整理、取りまとめ
 - カ 成果報告（横浜教育データサイエンス・ラボや学校向け研修会でのプレゼンテーション）
- (3) 先行事例の調査研究
- (4) 令和8年度以降のプロジェクト研究方針についての提案
- (5) 成果のとりまとめ、報告書の作成・提出、次年度受託業者への引継（データを含む。）
- (6) その他付随する作業

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、各業務については別途、履行目安を設けるため、各項目にて確認すること

6 履行場所

- (1) 横浜市教育委員会事務局 学校教育部 学校経営支援課
- (2) 横浜教育データサイエンス・ラボ開催会場（横浜みなとみらい地区周辺を想定）
- (3) 受託者が用意する作業場所
- (4) その他委託者が認めた場所

第2 業務内容

1 本業務の背景と想定する成果

委託者は、学習ダッシュボード（横浜 St☆dyNavi）をはじめ、様々な手法で収集する教育データについて、個々の目的に応じて、学校、教育委員会事務局、さらには企業や大学等の研究機関等が連携して分析、活用し、教育の質の向上を図るために必要となる業務を行うことを目的とする横浜教育データサイエンス・ラボの取組を始めた。

また、令和7年度からは、横浜市立小学校、義務教育学校、特別支援学校において電子書籍サービスを導入し、読書に関するデータについて収集していく。

本業務では、これらの背景を踏まえ、横浜教育データサイエンス・ラボのプロジェクトの一つとして『国語科の資質・能力の育成や意識の醸成に寄与する学校での学習活動に関するデータ分析等プロジェクト業務』を取り上げる。

本プロジェクトの最終目標は、国語科で育成を目指す資質・能力の育成や、望ましい学習に関する意識の醸成に寄与する学校の中での学習活動についてデータ分析を行い、学校運営改善や授業改善に資する結果を提供することである。

令和7年度は、児童生徒の読書について着目し、現時点で収集、分析可能なデータを活用し、資質・能力に与える影響と学校現場での取組について一定の成果を得る。国語の力を、より着実に、効果的に育成するために、導入する電子書籍を含めた「読書」が確実に役割を果たしていることを、分析から明らかにしたい。

「読書」には、知識を獲得することや、論理的・批判的思考を養うこと、世界に没入できるなど、様々な利点やはたらきがあるとされているが、どのような「読書（選書）」が、「読書を通したコミュニケーション」が有用であるのかを、学校に向けて提案したいと考える。

また、新たなデータの収集、分析を含む令和8年度以降の研究の設計について検討する。

横浜教育ビジョン2030では、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」という「横浜の目指す人づくり」が示されている。

子どもたちが「未来を創る」ためには、自分の考えをもつこと、他者と考えを検討したり共有したりしながら、さらに考えを深めていくことなど、多様な他者と関わり、互いに手を取り合うことができることが求められる。そこに「言葉や言語」は不可欠なものであり、「言葉」によって人は考え、伝え合い、互いに理解しあう。

学校は、言葉や言語の獲得とその活用が必要であることを、国語科に限らず、これまでの経験から認識している。仲間づくり・関係づくりの際には、どのような言葉を相手に伝えるのか、どう伝えるのかによって、築かれる関係性は大きく左右されるものである。さらに、日常の中で生きてはたらく

言葉の力を、子どもたちは、国語の読むこと・書くこと・話すこと・聞くことの中で、反復的、継続的、螺旋的に学び続け、身に付けようとしている。

そうして身に付けた力は、他教科においても、文章を理解したり、読み取ったことをもとにして考えたりする際に存分に発揮されることを考えると、国語の学習で力を付けることは、すべての教科の学習を支える土台づくりに直結しているといえる。

横浜の目指す人づくりとしている「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を実現するために必要な言葉の力が育成されていくことを期待している。

2 業務の詳細

(1) プロジェクト運営方針の作成、プロジェクトの管理

プロジェクト全体を円滑に運営するための方針について検討し、委託者と協議の上決定する。またプロジェクト全体の管理を行う。

(2) 研究仮説、データ分析方針についての検討及びデータ分析、結果の取りまとめ

ア 研究仮説についての検討

委託者が想定する仮説（下記参照）を参考に、本業務の目的に基づき、研究仮説を検討し、委託者と協議の上、決定する。研究仮説については、決定前に委託者が指定する有識者（学識経験者2名程度）にヒアリングし意見を得ること。なお、ヒアリングに係る有識者への依頼については、委託者が別に行うものとし、本業務には含まない。

<委託者が想定している仮説>

- ① 目的を意識して図書（電子書籍を含む）を活用している児童生徒ほど、横浜市学力・学習状況調査における各教科の正答率が高く、学力の伸びが見られ、自分で学び方を考え工夫している。

そのことから、目的をもった読書が資質・能力の育成や学習意識の醸成には有効であることを明らかにし、学校での読書指導や支援の効果的な在り方、図書の活用場面について発信することは効果的である。

（例えば、学習内容について調べることを目的として図書を活用している児童生徒ほど、情報を整理して活用する力や資料を活用する力に関する設問の調査結果との相関性が見られ、情報活用能力を高めたいときには、調べ学習をする際に積極的に図書の活用を薦めたり、図書で調べられる環境をつくったりすることなどが有効である。）

- ② 児童生徒が利用している図書の分類によって、特定の学力（教科ごとの設問項目や領域等別分類）との相関が見られる。

そのことから、児童生徒が目的に応じて選書できるように、学校内の環境あるいは電子書籍の検索機能を整備することは効果的である。

（例えば、次のような相関が得られることを想定している。

8類を読んでいる児童生徒ほど、国語科の「語彙に関する事項」の正答率が高い、

9類を読んでいる児童生徒ほど、国語科の「読むこと」の正答率が高い、

2～7類を読んでいる児童生徒ほど、国語科の「情報の扱い方に関する事項」や、社会科の

知識・技能（資料を活用する力）の正答率が高いなど

なお、例にある国語科に限らず、関連があると考えられる教科も分析の範囲に含める。）

- ③ 「読書の量」と「学力（言語能力）、学び方に関する意識」との相関は低学年ほど強く見られ、「読書の質」と「学力（言語能力）、学び方に関する意識」との相関は高学年ほど見られる。

そのことから、特に高学年では、読書の質を高めるため、読書の目的を意識させることが重要であることが効果的である。

イ データ分析方針の検討

アで決定した研究仮説を検証するためのデータ分析方針について検討し、委託者と協議の上決定する。

データ分析方針については、受託者において統計学の知見を踏まえて検討すること。

また、委託者から提供するデータ（後述）の他、新たに収集すべきデータや、児童生徒を対象とするアンケートの項目等についても検討し、委託者と協議の上決定する。

ウ データのクレンジング

データ分析に用いるデータを、児童生徒個人レベルで集計・分析できるよう、必要に応じてクレンジングする。

詳細は後述の「3 使用するデータの想定」に記載のとおり。

エ データの分析

ア、イで決定した研究仮説、データ分析方針に基づき、データ分析を行う。

分析の進捗状況、結果については、委託期間中2回のとりまとめを行うこととし、それ以外にも委託者の指示に基づき、進捗状況を適宜報告すること。

とりまとめの1回目は、令和7年11月中旬に開催予定の横浜教育データサイエンス・ラボ、とりまとめの2回目は、令和8年2～3月に実施予定の学校向け研修会において、それぞれプレゼンテーションすること。

使用するデータの想定は「第2 業務内容 3 使用するデータの想定」を参照。

オ 分析結果の整理、取りまとめ

エのデータ分析結果について、受託者において統計学の知見を踏まえて整理すること。

また、委託者が指定する有識者（学識経験者2名程度）へヒアリングし、解釈、考察を加え、学校現場での活用例を盛り込んで、とりまとめること。なお、ヒアリングに係る有識者への依頼については、委託者が別に行うものとし、本業務には含まない。

カ 成果報告（横浜教育データサイエンス・ラボや学校向け研修会でのプレゼンテーション）

データ分析のとりまとめの1回目は、令和7年11月中旬に開催予定の横浜教育データサイエンス・ラボ、とりまとめの2回目は、令和8年2～3月に実施予定の学校向け研修会において、それぞれプレゼンテーションすること。

プレゼンテーションの内容については委託者と協議の上決定することと市、パワーポイント

形式の資料を用意すること。

なお、横浜教育データサイエンス・ラボ及び学校向け研修会の運営や会場借り上げ等については、委託者が別に行うこととし、本業務委託には含まない。

(3) 先行事例の調査研究

児童生徒の国語科の資質・能力の育成に関するデータ利活用について研究した先行事例について、国内外を問わず調査し、本業務内容に生かすとともに、報告書に記載する。

(4) 令和8年度以降のプロジェクト研究方針についての提案

本プロジェクトの目的を達成するための、令和8年度以降のプロジェクト研究方針について12月上旬を目途に検討し、委託者に提案すること。その際、提案内容は実現可能性を考慮し、必要に応じてヒアリング等を実施し、研究仮説、必要なデータの収集、分析、活用方針、ロードマップについて研究内容を検討、整理すること。

(5) 成果のとりまとめ、報告書の作成、次年度受託業者への引継（データを含む。）

ア 本プロジェクトの総括

前記(1)から(4)を網羅した報告書の作成をする。報告書は、A4用紙50ページ程度を想定しているが、契約後に双方にて協議し決定する。

また、プレゼンで使用したスライドを整理し、報告書の内容を盛り込んだ概要版を作成する。

イ 次年度受託者への引継（データ含む。）

本事業については、効果検証を踏まえ、次年度以降の継続実施を想定している。これに伴い、本事業の受託者は次年度の受託者に対し必要な引継ぎを行い、新年度の受託者に対し、データ（分析に使用した元データ、分析の結果得られたデータ等）を提供すること。

(6) その他付随する作業

前記(1)から(5)の実施等を目的として、月1回以上、委託者との打合せを実施すること。

前記(1)から(5)以外で発生した必要な業務については、都度協議の上実施する。

3 使用するデータの想定

本業務において、使用する（委託者から受託者へ提供する）データの想定は以下のとおり。ただし、委託者と協議の上、可能な範囲において新たなデータを収集・追加することは妨げない。

①横浜市学力・学習状況調査結果データ（個人識別符号あり）

（年一回春に実施 データはデータ集計事業者より委託者へ提供

データ提供時期：7月上旬に速報値、9月末に確定値の予定）

※教科に関する調査：国語（小2～中3）、社会（小4～中3）、算数・数学（小2～中3）、理科（小4～中3）、外国語（小6～中3）

生活・学習意識調査：自身の生活や学習に関するアンケート調査、社会情動的コンピテンシー（非認知能力）に関する項目を含む。約60問

・ローデータ

（個人識別符号（Googleアカウント）、教科番号、解（回）答番号等が一覧となった

- Excel データ)
- ・ IRT スコアデータ
 - (児童生徒一人ひとりの教科に関する調査への解答状況について、IRT (項目反応理論) をもとづいて推定されたいわゆる学力を示す値 (国語、算数・数学、外国語の3教科で推定。教科のまとまりとしての推定値)、経年比較が可能)
 - (個人識別符号 (Google アカウント)、年度ごとの IRT スコア、学力レベル)
- ・ 属性表 (設問のねらい、観点、領域、正答番号等が一覧となった Excel データ)

②令和6年度学校図書館データ (個人識別符号なし)

- (各学校内の学校図書館の利用状況 各学校が整理しているデータを委託者が集約
データ提供時期：契約締結後すぐ)
- ・ 来館者数 (年間) ※学校図書館単位
 - ・ 貸出冊数 (年間) ※学校図書館単位

③電子書籍サービスデータ (個人識別符号あり)

(児童生徒一人ひとりの利用状況について電子書籍サービス事業者が集計
データは電磁書籍サービス事業者より委託者へ提供
データ提供時期：毎月)

- ・ 読書の量 (ページ数、冊数、読書時間)
 - ・ 読書の質 (本の分類、読書時間帯)
- ※個人識別符号含むが、電子書籍サービス事業者によっては Google アカウントではない場合もある。その場合は、個人識別符号と Google アカウントの対応表を提供するので、それを基にデータを整理すること。

④読書に関するアンケート調査データ (個人識別符号あり) ※下記は現時点の想定

- ・ 読書への関心、読書の目的や理由等についての設問を想定。
- (想定：3回、対象は利用者数分)
- 1回目 (7月実施)、読書の頻度、目的等について10項目程度を想定。
- 2回目 (10月実施)、3回目 (2月実施) のアンケート設問項目については、委託者と協議の上、設定する。
- ※個人識別符号は Google アカウント

4 スケジュール (目安)

月	教育委員会事務局の動き	本業務の動き (想定)	納品物
7月 下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・新電子図書サービス事業提供開始 (小・義務・特支全校) ・児童生徒アンケート実施① 		
8月		契約締結 (下旬予定)	

9月		仮説・分析方針の提案、検討、決定 有識者へのヒアリング データ授受（以下、必要に応じて毎月） データ分析開始 令和8年度以降のプロジェクト研究方針についての検討開始	ア プロジェクト運営計画書 イ プロジェクト定例会議事録 （以降、毎回）
10月	・児童生徒アンケート実施②	横浜教育データサイエンス・ラボに向けたデータ分析結果の整理・解釈 有識者へのヒアリング 中旬：データ分析結果について打合せ	
11月	・横浜教育データサイエンス・ラボ	・データ分析結果取りまとめについて プレゼンテーション	ウ 横浜教育データサイエンス・ラボプレゼン資料
12月		・令和8年度以降のプロジェクト研究方針について委託者に対する提案	オ 令和8年度以降のプロジェクト研究方針についての提案資料
1月			
2月	・児童生徒アンケート実施③ ・学校向け研修会	学校向け研修会に向けたデータ分析結果の整理・解釈 有識者へのヒアリング 中旬：データ分析結果について打合せ ・学校向け研修会でのプレゼンテーション	エ 学校向け研修会プレゼン資料
3月		・成果の取りまとめ、報告書の作成	カ プロジェクト報告書（概要版含む）

第3 納品物

1 納品場所

横浜市教育委員会事務局 学校教育部 学校経営支援課

2 納品物一覧

本業務の納品物の想定は次のとおりとする。DVD-R等の電子記録媒体により1部作成し、納品すること。今後の業務の進捗状況に応じて、委託者と受託者間で協議の上、変更することがある。

ア プロジェクト運営計画書

イ プロジェクト定例会議事録

ウ 横浜教育データサイエンス・ラボプレゼン資料

エ 学校向け研修会プレゼン資料

- オ 令和8年度以降のプロジェクト研究方針についての提案資料
- カ プロジェクト報告書（概要版含む）
- キ その他委託者が求める資料

第4 特記事項・一般事項

1 著作権

委託者は納品された成果物等の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。本業務により発生したデータを含む成果物、納品物等全ての権利については本市に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。また、本業務で生じた納品物についても、準用するものとする。

納品物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

2 一般事項

- (1) 業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施過程で知り得た情報については、「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意し管理を適切に行うこと。データについては、委託者の許可無く持ち出してはならない。
- (3) 本業務に基づいて事業者として個人情報を取得することは禁止とする。
- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは会議を開催すること。会議の場所は、原則として委託者庁舎内とする。委託者が認める会議については、Web会議として構わないが、その際は出席者や視聴環境を明らかにし、本業務における秘密事項の漏洩等が起らないように配慮すること。また、会議の議事内容、協議内容及び結果について議事録を作成し、委託者の承認を得ること。
- (5) 業務中の事故等（人身事故を含む。）については、委託者に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に当たり、受託者の作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規に関する一切の責を負うこと